

LPガスの取引適正化・料金透明化に向けた取組宣言

高崎市ガス事業協同組合は、お客様がお使いのLPガスに関する関係法令を遵守し、率先してLPガス業界の商慣行是正に取り組むことを宣言いたします。

また、保安の高度化、サービスの拡充に努め、お客様満足度を最大化させ、地域の皆さまから選ばれ続ける会社（企業）を目指します。

令和6年4月2日
高崎市ガス事業協同組合
理事長 小林 均

【取組内容】



過大な営業行為の制限

(令和6年7月2日施行)

不動産・建設関係者等に対し、設備貸与や紹介料などの形で過大な利益供与を行うなどの営業行為を抑止するため、次の措置を講じます。

- ◇ 正常な商慣習を超えた利益供与は行いません。
 - ◇ お客様の事業者選択を制限するような契約の締結は行いません。
 - ◇ お取引先等から本取組内容の趣旨に反する要請があった場合も、これに応じません。
- また、そのような要請があった場合は積極的に経済産業省へ通報いたします。



三部料金制の徹底

(令和7年4月2日施行)

消費者に不透明なかたちで、LPガスとは関係ない費用等がLPガス料金として計上されることがないように、次の措置を講じます。

- ◇ 基本料金、従量料金、設備利用料金からなる三部料金制の導入、LPガス料金の見える化（透明化）を行っております。



LPガス料金等の情報提供

LPガス料金等の情報提供については、オーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等と連携し、事前にLPガス料金を提示できるよう努めます。

また、当社ホームページにLPガス料金を掲示し、いつでもどなたでもご覧いただけるようにいたします。



豊かな未来へ向けて

お客様のより良い生活の実現ために、サービスの更なる拡充とともに、災害対応やカーボンニュートラルへの取り組みにも努めます。